

## MIAC, CMIAC 申請に関する施行細則

International Academy of Cytology の Members (MIAC) 及び Cytotechnologist Members (CMIAC) の日本からの申請は本法人を経由しなければならない。

希望者は、本法人理事長宛(事務所気付)に書類を提出する。提出された書類を国際交流委員会委員長が審査し、推薦書を添付して IAC 本部に送付する。

なお、申請書は、本法人事務所に請求されたい。

### 審査の規準

MIAC の場合……細胞診専門医であること

CMIAC の場合…学会会員歴 3 年以上、数編の論文あるいは学会発表があること(共著でもよい)

本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

### 附 則

1. この施行細則は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。